

今号においては、平成29年度税制改正のご紹介号において必要最低限の情報しかお伝えできていなかった「設備投資関連の新税制」についてより詳細に解説いたします。

【中小企業経営強化税制】

一定の設備投資により、所定の手続きを踏めば「**取得価額の50%の特別償却又は取得価額の4%の税額控除**」が適用できた旧「**生産性向上設備投資促進税制**」(以下「**生産性税制**」)が平成29年3月31日をもって廃止となり、改組される形で新たに「**中小企業経営強化税制**」が創設されたことは既にお伝えしました。この制度は「**取得価額の全額の即時償却又は取得価額の10%の税額控除(但し資本金 3,000 万円超の法人は7%)**」と非常に魅力的な内容ですが、**医療機関にとっては適用対象がかなり限定されることとなりました。**

[対象設備(各1台1基又は一の取得価額)]

- ① 機械・装置(160万円以上)
- ② 器具備品(30万円以上)
- ③ 建物付属設備(60万円以上)
- ④ ソフトウェア(70万円以上)

医療機器はもともと①ではなく②の範疇に該当するのですが、この「**②の内、医療機器と③について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものは対象外**」とされました。

旧「生産性税制」下における適用申請事例は殆どが高額の医療機器・分院設立・既存医院の拡張等でしたので、医療機器・建物付属設備(内装工事等)が除外されたことにより、従来と同様の申請事例はほぼ適用できなくなるでしょう。**医療機器以外の器具備品・ソフトウェアのみではあまり大きな減税効果は期待できません。**

以下、手続き、その他の要件等についても触れておきます。対象となる設備の類型としては下記の2種類に分類され、それぞれ要件があります(旧「生産性税制」を引き継いでおり、手続きの一部は同内容となっています)。

[生産性向上設備(A 類型)]

- ・**生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備**
⇒ **工業会等が発行する証明書が必要**

[収益力強化設備(B 類型)]

- ・**投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備**
⇒ **経済産業大臣(経済産業局)の確認を受ける必要あり**

A・B類型に共通の要件として、国内への投資であること、中古資産・貸付資産でないこと、生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本社に係る設備・福利厚生施設等は対象外)などがあります。

ここまでは旧「生産性税制」とほぼ同内容ですが、**ここから更にひと手間が必要となります。**

中小企業等経営強化法では、各事業分野を所管する官庁

において生産性向上等の方法を示した事業分野別の指針が策定されており、その**事業分野別指針に基づいた経営力向上計画を作成し主務大臣の認定を受ける必要があり、医療保健業については厚生労働省が窓口となります。**

[A 類型]

・メーカー経由で、工業会等から証明書取得⇒所管する主務大臣に経営力向上計画の認定申請⇒設備取得、事業供用

[B 類型]

・税理士等による投資計画の事前確認⇒経産局への投資計画の確認申請⇒所管する主務大臣に経営力向上計画の認定申請⇒設備取得、事業供用

対象は**平成29年4月1日～平成31年3月31日の期間に取得、事業の用に供したものと**なります。

税額控除を利用の場合、その年の法人税額(所得税額)の**20%が上限**となっていますが、**限度額を超える金額を翌事業年度に繰り越すことが可能で、特別償却を利用した場合にも、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことが可能です。**

【固定資産税の特例】

中小企業等経営強化法に基づいた減税措置としては、既に「**固定資産税が3年間にわたって2分の1となる**」制度がありましたが、対象設備が「**機械・装置**」に限定されていたため、従来は医療機関には殆ど適用機会がなかったのですが、今改正で対象設備に「**一定の器具備品・建物付属設備が追加された**」ため、**医療機関にも適用機会が広がりました。**

但し、器具備品・建物付属設備も要件は上述の「**生産性向上設備(A 類型)**」と同じ内容になりますので、生産性が1%以上向上するものが対象で、やはり工業会等の証明書が必要となり、事前にメーカー等への確認が不可欠となるでしょう(器具備品ではルームエアコン・業務用冷蔵庫、建物付属設備ではエレベーター・空調設備等が例示列举されています)。

手続きの流れも**先述の「生産性向上設備(A 類型)」とまったく同じで、主務大臣への計画認定申請も必要となりますので、減税額の割には申請手間を要するものとなっています。**

【中小企業投資促進税制】

最後に、「**中小企業投資促進税制**」についても触れておきます。一定の設備につき「**取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除**」が適用できる同優遇税制は、器具備品が対象から外される等、一部縮小の上、**平成31年3月31日まで延長されています。**従来、医療機関では電子カルテやレセコン導入時の適用が多かったのですが、「**70万円以上のソフトウェア(複数合計70万円以上も可)**」は引き続き対象設備とされていますので、これに該当する場合には、むしろ「**中小企業経営強化税制**」より利用しやすいと言えるでしょう。